

海老名市個別施設計画
(行政系施設（庁舎・給油所）)

令和 2 年 3 月策定

令和 6 年 8 月改定

海老名市

目 次

1. はじめに	1
1－1. 計画の位置づけ(背景・目的)	
1－2. 計画で定める内容	
2. 対象施設および計画期間	7
2－1. 対象施設	
2－2. 計画期間	
3. 施設の状況	11
3－1. 施設の位置づけ・活用状況等	
3－2. 施設の配置	
3－3. 施設の劣化状況等	
3－4. 点検による維持管理	
4. 施設に係る基本的な方針等	23
4－1. 再編・再整備等に係る分析手法	
4－2. ポートフォリオ分析結果を踏まえた再編等の基本的な方針	
5. 対策内容と実施時期	33
5－1. 対策内容と実施時期	
5－2. 建物情報一覧表	

1. はじめに

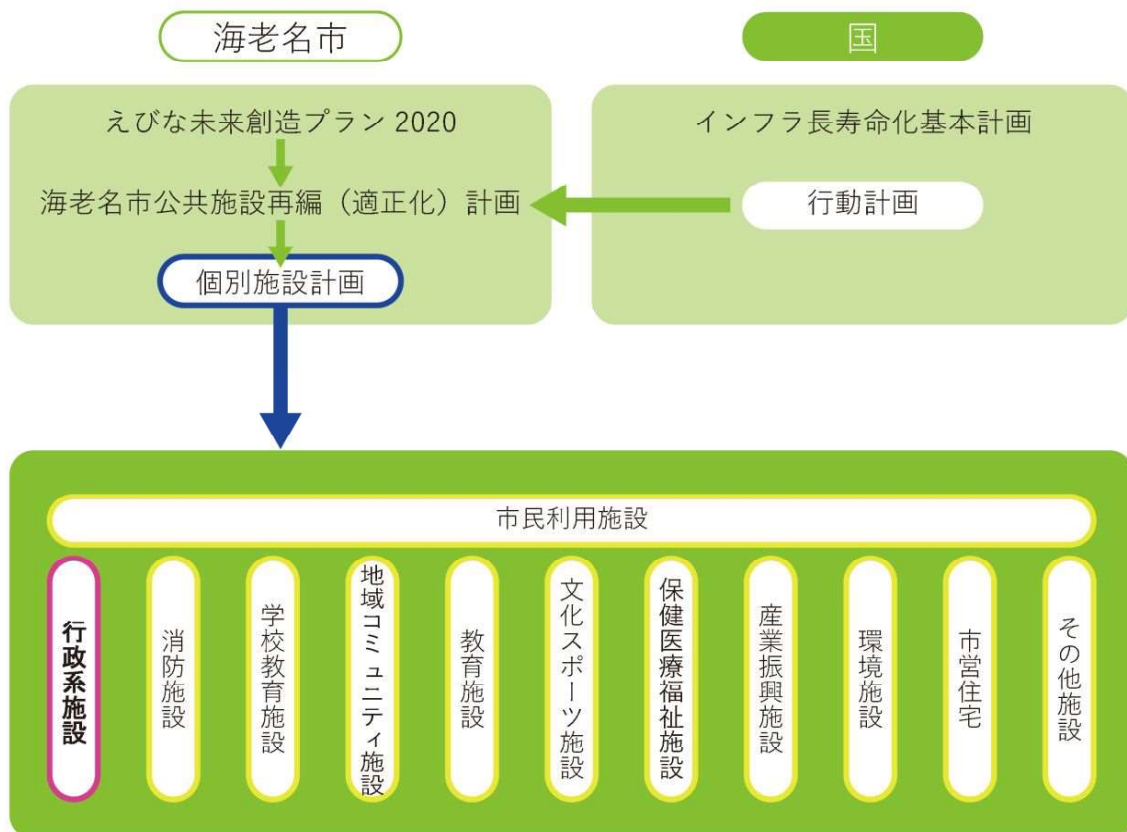
1-1. 計画の位置づけ（背景・目的）

海老名市では、国の「インフラ長寿命化計画」（2013 年（平成 25 年）11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁 連絡会議決定）に基づいて策定を要請された「公共施設等総合管理計画」について、2014 年（平成 26 年）11 月に「海老名市公共施設白書」の中で策定をした。その後、2017 年（平成 29 年）3 月には見直しを行い、「海老名市公共施設再編（適正化）計画」（以下再編計画とする。）を策定し、2024 年（令和 6 年）2 月に改定した。

再編計画の中では、各施設の方向性を踏まえた個別施設計画の策定や、必要な方策を検討し、具体化を進めることとしている。

本計画では、再編計画に基づき、行政機能の要となる施設重要度の高い行政系施設について、現状の把握・分析を行い、施設のあり方について再検討する。

■個別施設計画の体系図



1 - 2. 計画で定める内容

(1) 個別施設計画の内容

個別施設計画は再編計画を受け、対象施設のあり方(存続・統廃合等)の方針、維持管理・更新等の実施時期・対策費用を施設分類ごとに示すものである。

(2) 個別施設計画の記載事項

「インフラ長寿命化基本計画」に示されている、個別施設計画に記載する事項は以下のとおり。

① 対象施設

再編計画において、分類した全ての公共施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等といった改修履歴や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位を設定の上、その単位毎に計画を策定する。

② 計画期間

各施設の状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

③ 対策の優先順位の考え方

個別施設の状態(劣化・損傷の状況や要因等)の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位(修繕・更新等といった対策の内容、実施時期等)の考え方を明確化する。

④ 個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。

また、「③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の必要な事項についても、整理する。

⑤ 対策内容と実施時期

「③対策の優先順位の考え方」及び「④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能の見直し(集約化・複合化・用途変

更等)、廃止、大規模改修、改築等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥ 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

■「個別施設計画の記載事項」に該当する本計画の章および節

個別施設計画の 記載事項	該当する章	該当する節
① 対象施設	2. 対象施設および 計画期間	2－1. 対象施設
② 計画期間	2. 対象施設および 計画期間	2－2. 計画期間
③ 対策の優先順位の 考え方	4. 施設に係る基本的な 方針等	4－1. 再編・再整備等に係る分析手法
④ 個別施設の状態等	3. 施設の状況	3－1. 施設の位置づけ・活用状況等 3－2. 施設の配置 3－3. 施設の劣化状況等 3－4. 点検による維持管理
⑤ 対策内容と 実施時期	4. 施設に係る基本的な 方針等 5. 対策内容と実施時期	4－2. ポートフォリオ分析結果を踏ま えた再編等の基本的な方針 5－1. 対策内容と実施時期
⑥ 対策費用	5. 対策内容と実施時期	5－1. 対策内容と実施時期

(3) 準拠法令等

本計画の準拠法令等を以下に示す。

① インフラ長寿命化基本計画

(2013 年(平成 25 年)11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)

② 個別施設計画の策定のためのマニュアル・ガイドライン等

③ 海老名市公共施設再編（適正化）計画

④ 国の機関の建築物の点検確認ガイドライン

⑤ その他関係法令等

2. 対象施設および計画期間

2 - 1. 対象施設

対象施設の建築概要

対象施設は、本庁舎及び今里給油所である。

対象施設の建築概要を以下に示す。

■対象施設

番号	施設名	構造・規模	延床面積(m ²)	所在地	竣工年月
①	本庁舎 (本館)	鉄骨鉄筋コンクリート 造 7 階建て (地下 1 階)	15,097	勝瀬 175 番地の 1	1989 年 3 月
	本庁舎 (西棟)	鉄骨造 2 階建て	733	同上	同上
②	今里給油所	鉄骨造 2 階建て	607 (うち 205 m ² は事務所)	今里一丁目 3 番 45 号	1991 年 7 月

2-2. 計画期間

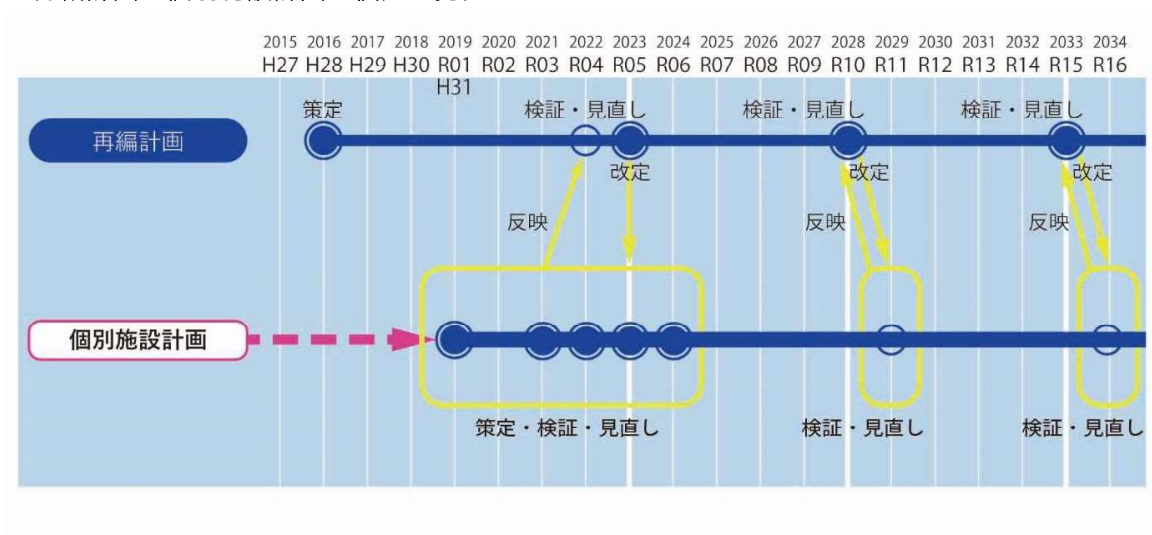
(1) 計画期間

再編計画の対象期間は、2017年（平成29年）から2062年（令和44年）を見据えた内容となっており、個別施設計画においても、策定年度から、再編計画の対象期間と同じ2062年（令和44年）ごろまでを計画期間とする。

(2) 個別施設計画と再編・再整備計画の見直しサイクル

市全体として、施策展開との整合性を確保していくために、検証・見直しの期間を再編計画と同じ5年と定め、各施設の状態、上位計画の検証・見直しの内容を反映して、改修の基本方針や実施計画の見直しを図る。

■再編計画と個別施設計画の検証・見直しのイメージ



3. 施設の状況

3-1. 施設の位置づけ・活用状況等

(1) 施設の位置づけ

本庁舎は地方自治法第4条に基づく事務所であり、海老名市庁舎管理規則（昭和46年規則第9号）では維持管理及び取締りについて定め、海老名市役所の位置を定める条例（昭和30年条例第1号）で事務所の位置を定めている。なお、庁舎の整備に関して法令上の規定はない。

今里給油所は、公用車の給油を主体に行う施設である。2021年（令和3年）に消防の出張所の役割を終え、名称が「今里出張所兼給油所」から「今里給油所」に変更となった。

(2) 対象施設の概要と活用状況

①本庁舎

○本館

- ・1989年（平成元年）竣工の鉄骨鉄筋コンクリート造地上7階地下1階建ての施設で、窓口、執務室、議場などがある。
- ・新耐震基準に基づき建設された施設である。
- ・外壁、空調設備（配管を除く）の大規模改修は完了しているが、内装は一度も改修していない。



○西棟

- ・1989年（平成元年）竣工の鉄骨造地上2階建ての施設で、執務室、倉庫などがある。
- ・新耐震基準に基づき建設された施設である。
- ・1階を倉庫から会議室に改修し、その後、執務室としている。屋根、2階内部の改修は行われていない。



②今里給油所

- 1991 年（平成元年）竣工の鉄骨造地上 2 階建ての施設で、給油施設としての役割を果たす。
- 給油施設は公用車の給油施設として利用されている。
- 新耐震基準に基づき建設されている。
- 2023 年度（令和 5 年度）に外装及び設備等の改修工事を実施している。



（３） 対象施設の役割

本庁舎（本館）、本庁舎（西棟）共に行政系施設は行政機能や重要な情報が集積しており、サービス義務レベルが非常に高い。また、災害時には、防災・災害復興拠点としての役割を果たしていかなければならない。

今里給油所は、災害時に公用車へ給油する燃料を備蓄するための施設であり、通常時は燃料の循環を行うため公用車への給油を行っている。

（４） 対象施設の目的外使用

本庁舎において、目的外使用を許可している主なスペースは、本庁舎（本館）地下 1 階の委託業者用控室、食堂、売店、本庁舎（西棟）1 階の海老名市社会福祉協議会事務所等である。

一方で、本庁舎は海老名駅から南へ 800m という立地環境から、資産としての価値は高いと考えられる。

3-2. 施設の配置

(1) 対象施設の敷地分析

①本庁舎

本庁舎は海老名市の中央部に位置し、海老名駅から南へ800mの距離にある。

海老名駅は小田急線、相模線、相鉄本線の3つの路線が集まる鉄道交通の結節点であり、駅前の開発が進んでいる。また、海老名駅周辺には商業施設、住居エリア、医療施設、図書館など人々が快適に暮らす機能が多く備わっている。

本庁舎北側は、2024年（令和6年）に市街化区域となり、新たなまちづくりが期待されている。

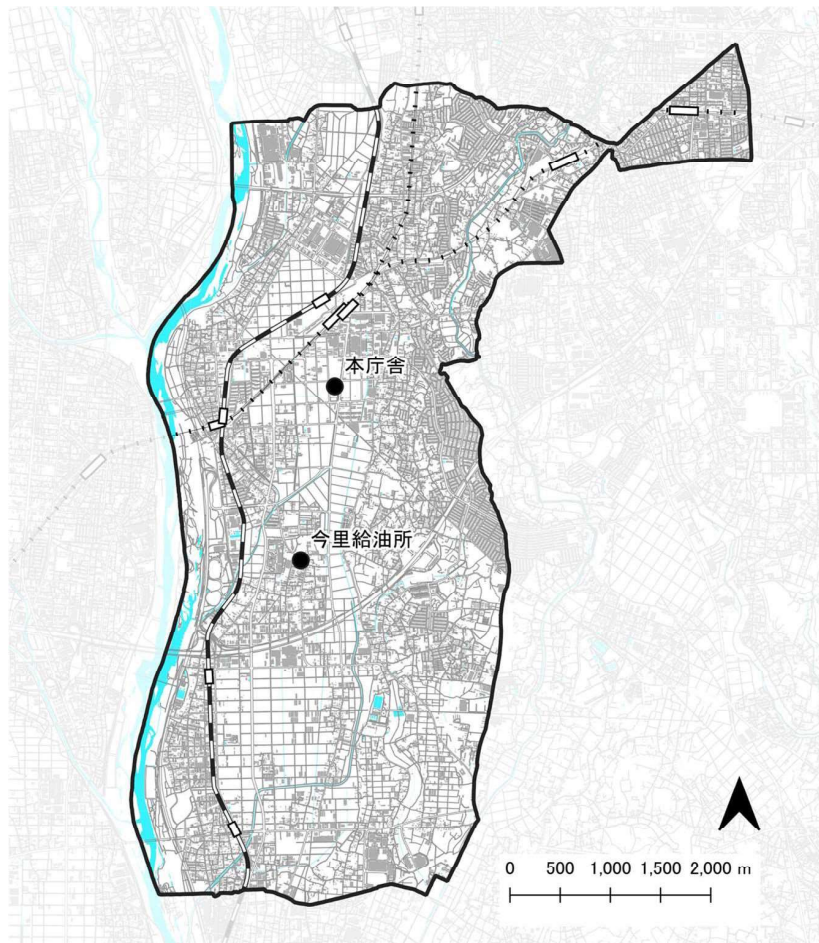
これらのことから、今後の本庁舎は、駅前のにぎわいと人々の快適な暮らしを意識した展開を意識し、検討を進めることとする。

②今里給油所

今里給油所は、市庁舎から近い位置にあり、公用車の給油施設である。

災害時の対応が円滑にできるように、自動車燃料の循環備蓄を行っている。

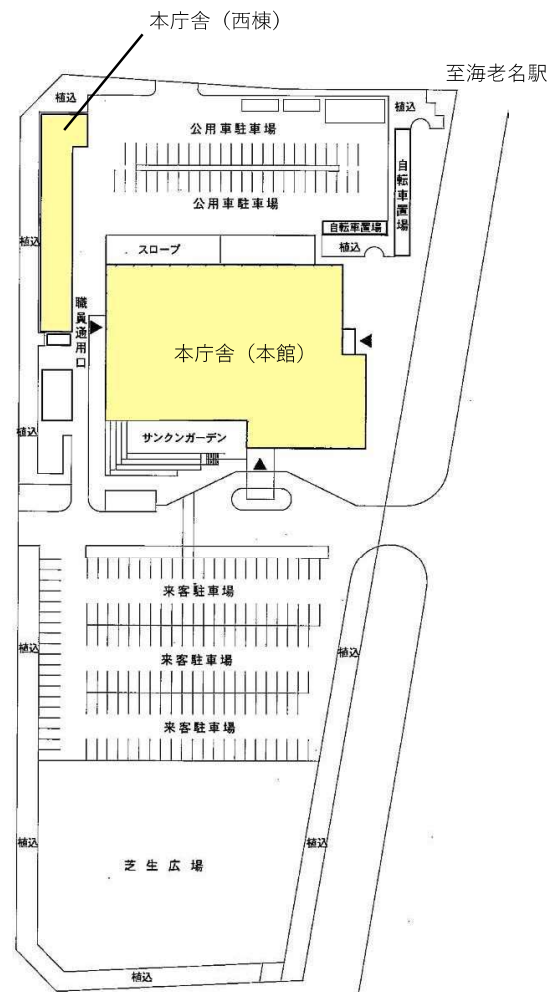
■各施設の位置



■敷地周辺の航空写真と配置図



敷地付近の航空写真



配置図

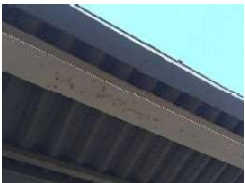
3-3. 施設の劣化状況等

施設の劣化状況等（2023 年（令和 5 年）12 月時点）

■本庁舎（本館）

部位	点検結果	改修履歴	劣化状況 評価
屋根・屋上	・押えコンクリート目地シール劣化防水劣化、ドレーンに不良箇所あり。 【写真 1】	なし	C
外壁	・屋上ペントハウスに鉄筋の露出やかぶり不足が見られる。【写真 2】	2017 年	A
外部開口部	・経年劣化がみられる。	なし	B
内部仕上	・床、壁、天井が全体的に劣化している。 ・天井の雨漏り（地下 1 階女子シャワー室、2 階吹き抜け、7 階南及び北機械室、屋上階南西ペントハウス） ・床長尺シートはがれ（全体）【写真 3】	なし	B
電気設備	・全体的にメンテナンスが行き届いており、良好であるが、経年劣化が進んでおり更新時期が近い。	2021～2023年 （照明 LED 化）	C
給排水衛生設備	・経年劣化がみられる。	なし	C
冷暖房換気設備	・未改修部に経年劣化がみられる。	2018 年	A
昇降機その他設備	・良好。	2017 年	B
【写真 1】  【写真 2】  【写真 3】 			

■本庁舎（西棟）

部位	点検結果	改修履歴	劣化状況評価
屋根・屋上	・ 庇の H 鋼に錆が生じている。【写真 1】	なし	C
外壁	・ 基礎の立上りにモルタルはがれ見られる。 ・ 東側開口部外壁にクラックが見られる。 【写真 2】	2001 年	B
外部開口部	・ 経年劣化がみられる。	なし	B
内部仕上	・ 壁のクロス全体にはがれがみられる。 ・ 1 階階段の壁に穴が開いている。【写真 3】	2006 年 (1 階)	B
電気設備	・ 経年劣化がみられる。	2006 年 (1 階)	C
給排水衛生設備	・ 経年劣化がみられる。	2006 年	B
冷暖房換気設備	・ 経年劣化がみられる。	2006 年	B
昇降機その他設備	・ 該当設備なし。	-	-
【写真 1】  【写真 2】  【写真 3】 			

■今里給油所

部位	点検結果	改修履歴	劣化状況 評価
屋根・屋上	・軒天に発錆がみられる。	2015 年	A
外壁	・タイル浮き ・東側外部の鉄部に発錆がみられる。 【写真 1】	2023 年 (幕板のみ)	B
外部開口部	・建具鉄格子劣化、破損（南側外構）【写真 2】	なし	B
内部仕上	・床の塩ビタイルにはがれがみられる。 ・車庫の床にクラックがみられる。【写真 3】 ・壁ボードにひび割れがみられる。	なし	B
電気設備	・自家用発電装置の筐体内に落ち葉、水たまりがある。	2023 年 (照明 LED 化)	C
給排水衛生設備	・経年劣化がみられる。	なし	C
冷暖房換気設備	・経年劣化がみられる。	なし	C
昇降機その他設備	・該当設備なし。	-	-
【写真 1】  【写真 2】  【写真 3】 			

■劣化状況評価の基準

部位の全面的な改修年からの経過年数を基本とし、著しい劣化事象の有無を加味したうえで、A、B、C、Dの4段階で評価する。部位が複数あるもの（屋根、外壁等）は最も大きな面積である仕様項目で評価する。

部位		標準 耐用 年数	経過年数による評価基準			
			A	B	C	D
屋根・屋上	アスファルト保護防水	30	15年未満	15～30年	30年以上	著しい劣化事象がある場合
	その他の防水・屋根	20	10年未満	10～20年	20年以上	
外壁	複層塗り、薄塗り	20	10年未満	10～20年	20年以上	
	タイル、石、パネル	40	20年未満	20～40年	40年以上	
外部開口部	アルミサッシ、ガラス	40	20年未満	20～40年	40年以上	
	スチールサッシ	30	15年未満	15～30年	30年以上	
内部仕上げ	床・壁・天井・その他	40	20年未満	20～40年	40年以上	
電気設備	受変電	30	15年未満	15～30年	30年以上	
	電力、電灯、通信、防災等	20	10年未満	10～20年	20年以上	
給排水衛生設備		20	10年未満	10～20年	20年以上	
冷暖房換気設備		20	10年未満	10～20年	20年以上	
昇降機設備		30	15年未満	15～30年	30年以上	
外構・その他工作物		40	20年未満	20～40年	40年以上	

※建築物のライフサイクルコスト（建築保全センター 最新版）を基に設定

3-4. 点検による維持管理

維持管理のための各種点検手法等について以下の通り位置づけ、状態把握に努める。

(1) 定期点検

本庁舎及び今里給油所は、建築基準法第 12 条 1 項・2 項に基づく法定点検の対象外となっているが、主に人命に関わる事故等の危険性がないかを主眼とした点検を定期点検と位置づけ、概ね 3 年以内ごとに実施する。

(2) 日常点検

定期点検の項目のうち、特に安全性にかかる内容で、有資格者以外でも確認可能なものは、「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室 最新版）等を参照し、日常的に点検を実施する。

(3) 保守点検

特に点検確認に専門知識等が必要となる設備機器やエレベーター及び消防法第 17 条の 3 の 3 に基づき点検報告義務のある消防用設備等の点検については、専門業者と保守契約等を行い、適切な状態把握に努める。

上記点検の結果は、効率的・効果的な修繕・維持管理を役立てるため記録する。

点検記録に基づき修繕等を行った際は、その内容も記録し、次回の点検に活用するサイクルを構築していく。

点検結果や修繕の記録は、関係する全ての者が共有し、適時適切な修繕を計画的に実施するための資料とするほか、将来見込まれる修繕工事の内容や時期を決定するための検討資料とする。

4. 施設に係る基本的な方針等

4 - 1. 再編・再整備等に係る分析手法

(1) 再編・再整備計画の考え方

再編・再整備の方針を検討するにあたり、「ポートフォリオ分析」を用いる。

下表の評価視点「建築物性能」「行政サービスの義務レベル」を分析指標として採用し、その評価基準に基づいた評価を行うことにより最適な方針を選択しようとするものである。

■再編の検討方針に係る「評価視点・評価・評価基準」

評価は令和5年度時点

評価視点	評価	評価基準
建築物性能	A	定期的なメンテナンスや改修等により、適切に維持管理されている。
	B	部分改修、大規模改修工事の時期に到達しているが未改修、または5年以内に改修時期に到達する。
	C	目標耐用年数の残り年数が10年を切っている。
行政サービスの義務レベル	A	行政サービスの提供が必要であり、民間参入の見込みがない、あるいは少なく、今後も継続して行政サービスを行う必要がある。
	B	民間参入の見込みはあるが、市民生活を支えるため、行政が積極的にかかわるべき行政サービスであり、今後も継続して行政サービスを行う必要がある。
	C	行政サービスの提供は必要ではあるが、社会情勢や人口動向等により民間活用や広域連携といった運用見直しが可能である。
	D	民間活用等や広域連携による代替が有益だと判断できるサービス。
	E	利用の低迷や設置当初の目的を果たしたと見なせるサービス。

※ 大規模改修工事…外装・内装・空調・給排水・電気設備等のすべてを改修し、施設の長寿命化を図る工事。目標耐用年数の中間年に行うことが望ましい。

※ 部分改修工事……主に外装、空調、給排水のいずれかを改修する工事。

前回改修から15年程度で実施することが望ましい。

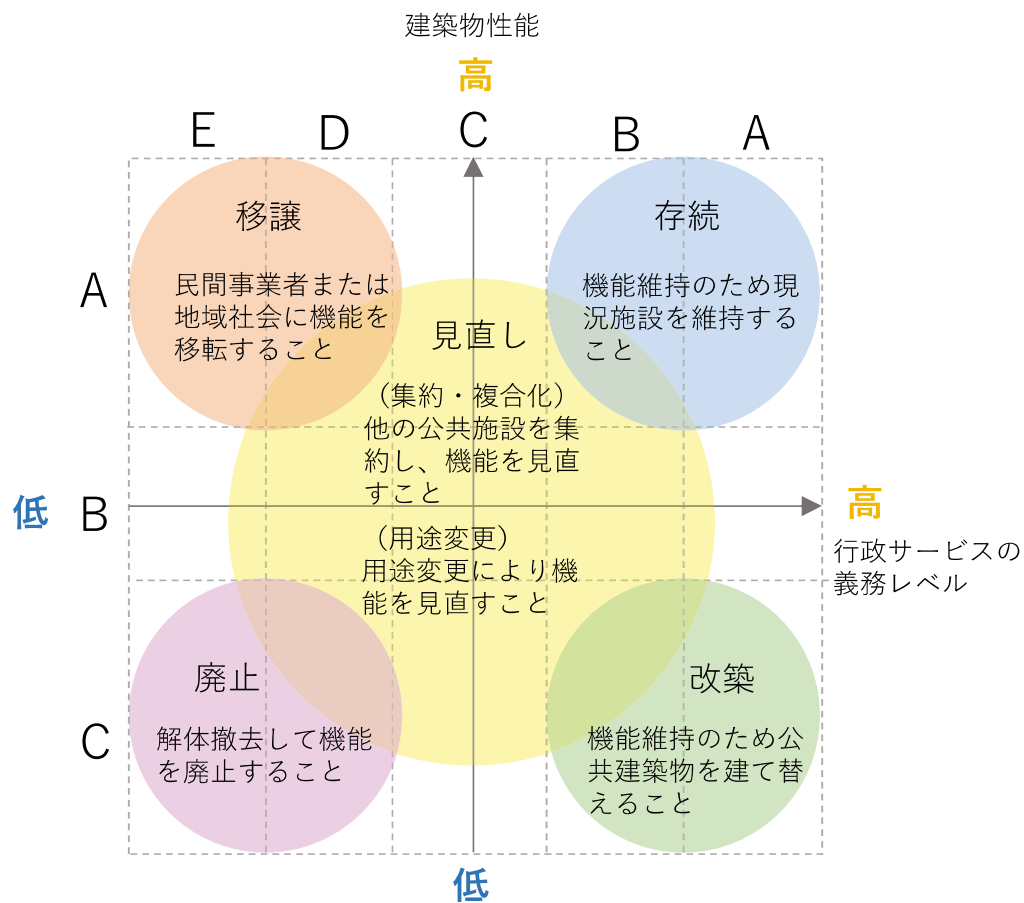
※ 目標耐用年数……建設された年代や劣化状況、構造種別等から、施設個別に設定している施設維持の目標とする耐用年数。

※ ポートフォリオ分析…異なる二つ以上の指標を組み合わせた分析手法。

再編・再整備の分類

ポートフォリオ分析の評価から導く再編の各分類は、下表に示す区分とする。

■再編の方針と評価イメージ



(2) ポートフォリオ分析結果

①本庁舎

○本館

◎建築物性能：評価 A

耐震性に問題はないが、主に改修を行っていない屋上に壁面クラックや鉄筋露出などが生じている。また、内装の全面的な改修はしたことがなく、床、壁、天井が全面的に劣化、損傷が生じており、その他未改修の設備も含めて改修工事の検討が必要である。

◎行政サービスの義務レベル：評価 A

本庁舎は行政機能、防災・災害復興拠点としての重要な役割を担っており、今後も継続して行政サービスを提供する必要がある。

○西棟

◎建築物性能：評価 B

庇の H 鋼のさびや外壁クラックなどは生じているが、耐震性に問題はない。一方で、2006 年(平成 18 年)に 1 階を倉庫から会議室に改修しているが、床、壁、天井が全体的に劣化、損傷が生じている。

なお、築年数から部分改修の時期に到達しているが、施設廃止の可能性を考慮し、全面的な改修は行わず、不具合箇所の部分的な修繕対応が望ましい。

◎行政サービスの義務レベル：評価 C

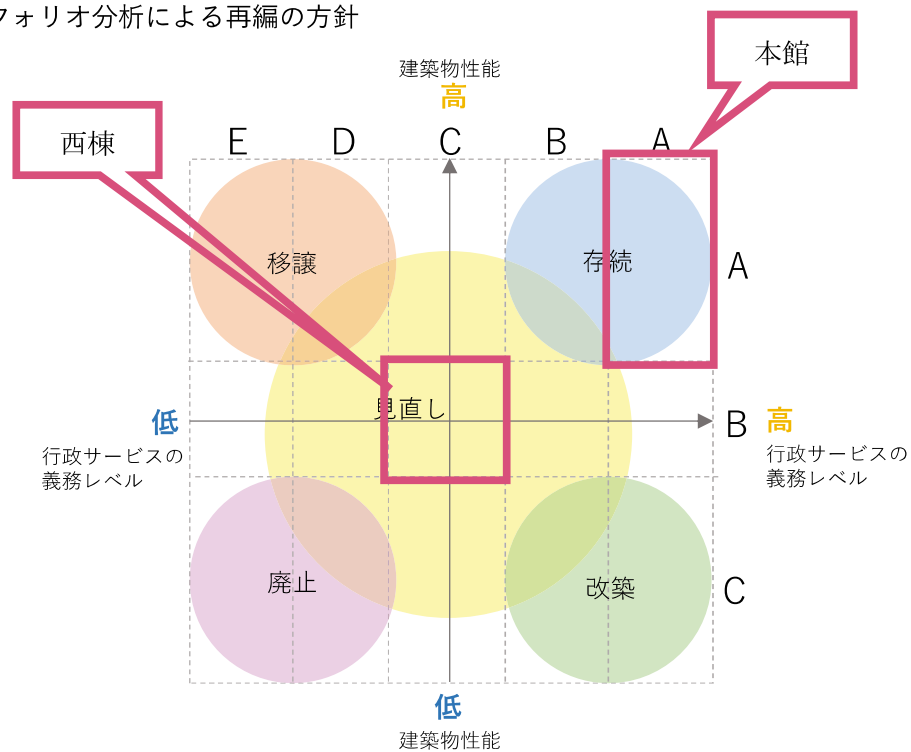
本庁舎（本館）と同様に、今後も継続して行政サービスを提供する必要があるが、増築検討や本庁舎（本館）地下 1 階の配置換えにより、本庁舎（西棟）の機能を本庁舎（本館）や増築棟に移転することは可能である。本庁舎（西棟）廃止も視野に柔軟に検討を進める。

以上より、ポートフォリオ分析による再編の方針を以下の図表に示す。

■再配置の方針

対象施設名称	分析指標及び評価		再編の方針
	建築物性能	行政サービス 義務レベル	
本庁舎（本館）	A	A	存続
本庁舎（西棟）	B	C	見直し

■ポートフォリオ分析による再編の方針



②今里給油所

◎建築物性能：評価 A

2023 年度（令和 5 年度）に外装及び設備等改修工事は実施したが、内装等の未改修部には経年相応の劣化がみられる。

◎行政サービスの義務レベル：評価 A

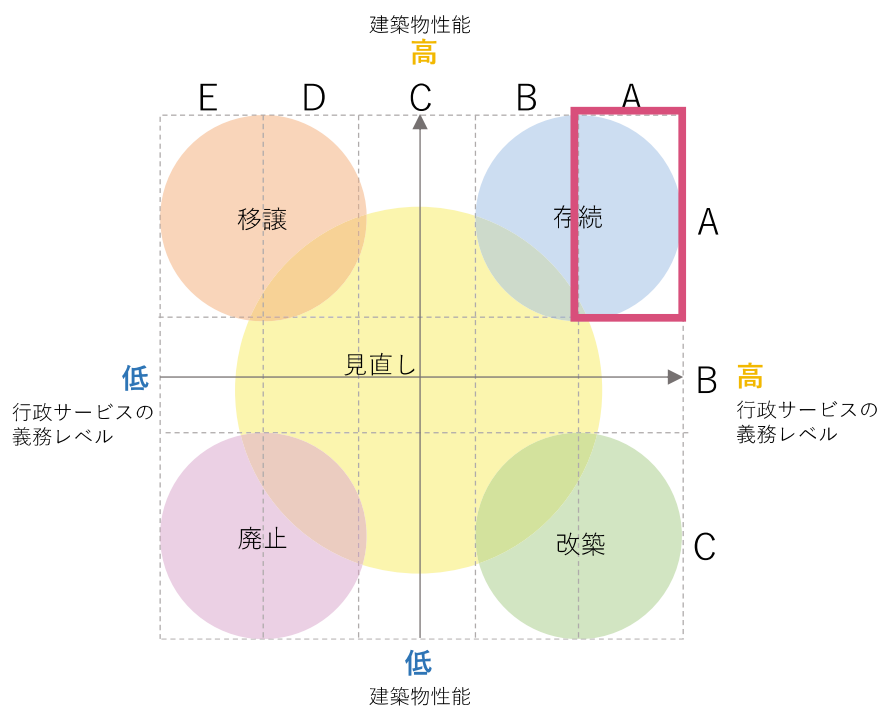
本施設は消防車両、公用車の給油及び適正な維持管理並びに大規模災害の燃料供給の役割を担っており、必要不可欠な存在である。

以上より、ポートフォリオ分析による再編の方針を以下の図表に示す。

■再配置の方針

対象施設名称	分析指標及び評価		再編の方針
	建築物性能	行政サービスの義務レベル	
今里給油所	A	A	存続

■ポートフォリオ分析による再編の方針



①本庁舎

(1) 改修の方針

本庁舎は本市の行政機能の中核を担う施設であり、災害時には災害拠点となる施設である。また、庁舎には市民の窓口、職員の執務及び議会の機能があり、将来を見据えて利便性や情報化にも対応していく必要がある。

財政状況や各種補助制度の動向等を総合的に勘案し、改修工事（内装・屋上・未更新の設備機器等）の実施時期を検討していく。

また、経年劣化による機能低下や内装の劣化汚損に対応するための庁舎機能の維持保全、人口増や市民ニーズの多様性に対応するための庁舎機能の充実、災害時への迅速な対応等の機能的・社会的な観点から、庁舎に求められる事項を整理した上で、増築棟や分庁舎の建設、本庁舎の建替や大規模改修工事についても検討していく。

(2) 分庁舎、増築棟の建設の検討

分庁舎、増築棟建設により果たす役割（必要性）について下記にまとめる。

- ・ 災害対策用のオペレーションセンターを設置できる執務室

現在、本庁舎4階の401会議室に設営される災害対策室は、分庁舎（増築棟）の2階以上に常設し、災害時の迅速な初動対応を可能とする。

- ・ 改修時の移転先確保

改修時の執務へ移行が必要なため、一時的に不足する事務室機能を補う役割を果たす。

- ・ 市民利便施設の充実

人口増を踏まえ、庁舎内の市民利便施設の充実を可能とする。

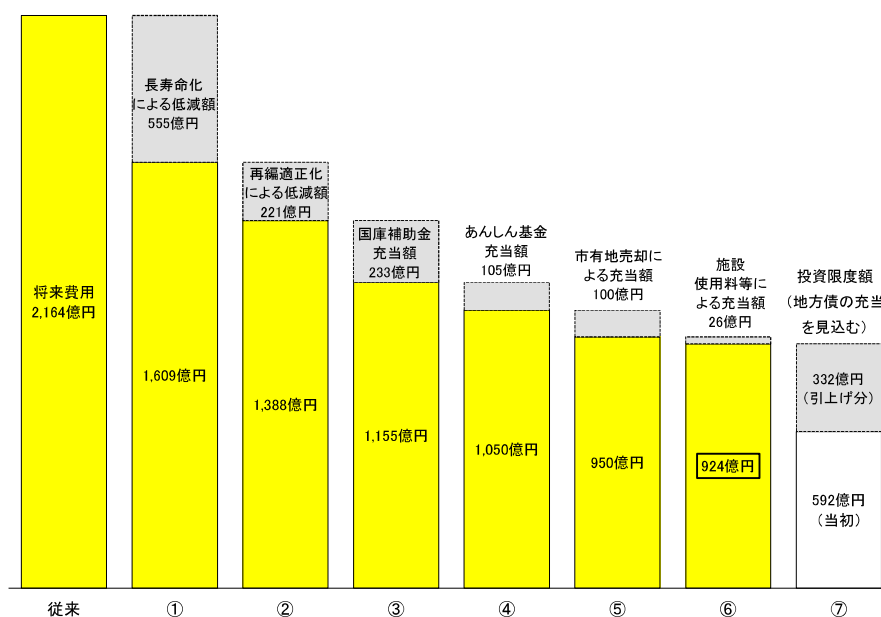
②今里給油所

(1) 改修の方針

施設運営に必要な改修は2023年度（令和5年度）に完了したことから、施設の健全性は確保されている。今後は、未改修部分の劣化が進んだ際に必要に応じた修繕を実施していく方針とする。

また、再編計画における市民利用施設全体での今後40年間に係るコストの比較によると、施設を長寿命化した場合には将来費用の低減効果が見込まれることから、施設の状況に応じ、改修時期等について検討していく。

■市民利用施設に係る将来費用のコストイメージ



5. 対策内容と実施時期

5-1. 対策内容と実施時期

目標耐用年数等に基づいて設定した目安の工事時期及び概算金額を以下に示す。

※事業化の際は時点の実情に応じた再検討が必要になる。

■概算金額年表（10年）

単位：百万円

施設名	建物名	【第1期】2023(R5)～2032(R14)									
		2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
本庁舎	本館					100	1,510	3,850			
	西棟	外・空									
今里給油所	—	8									
通常維持費(小規模修繕費等)		72									
		単純 集計		5,540			消費 税込		6,094		

凡例

種 類	構 成
外部改修 設備改修 空調改修 複数部位を同時に実施する場合 (例：外部・空調を同時実施) 大規模改修 リース 新築・建替え 解体 廃止	1年目 2年目 設計 工事・監理 初年度設計、次年度工事を基本構成とする 1年目 2年目 3年目 工事 ※1 設計を含まず、工事のみの場合 1年目 2年目 3年目 設計 仮設建物 工事・監理 ※2 仮設の建物が必要な工事の場合 1年目 2年目 3年目 設計(新築・解体) 解体工事 工事・監理 ※3 既存敷地に建替えスペースが確保できない場合 1年目 2年目 3年目 設計(新築・解体) 工事・監理 解体工事 ※4 既存敷地に建替えスペースが確保できる場合

※金額表示の無い着色マスは、改修等の実施が望ましい本来の周期を示す。

※金額表示のある着色マスは、市有施設全体の工事時期が過度に重複しないよう平準化した場合の工事時期を示す。

5-2. 建物情報一覽表

凡例

耐震基準	避難所施設等
旧々耐震基準(1971年以前)	避難:避難所予5 福祉:福祉避難所 医療:災害時医療
旧耐震基準(1981年以前)	避難:避難所予5 福祉:福祉避難所 医療:災害時医療

構造	RC	RC	LG	Wi
	S造	SF	CE	
	RC			

○：当該建物
借地がある
(敷地が
一：借地無し
※：建物ごと
施設に付
物に〇を

ない
む)
に

劣化状況評価は
3-3 ■劣化状況評価の基準」による。
整備水準
○：該当設備がある
：該当設備なし

※「省エネガス・サッシ及びLEDは対象物の概ね過半以上が整備されていれば〇を付ける」

■建物情報一覧表(令和5年12月時点)

建物基本情報										構造様体の健全性			劣化状況評価							整備水準					評価視点及び評価		再編方針				
施設名	建物名	避難所施設等	指定管理	指定期間 年度末の年	借地の有無	構造	階数		建設年度	新築安全性			基礎の地盤設備	劣化防振装置設備	給排水衛生設備	電気設備	内装仕上	外装開口部	外壁	屋根・屋上	自然変形	主要構造空間化	多目的利用	エコーカー	モニター	等正対面・サマシ		国土・型面確保	建築物性能	行政サービス の	
							地上	地下		延床面積 (㎡)	西暦	和暦															耐震基準				診断
市庁舎	本館	-	-	-	-	SRC造	7	1	15,097	1988	S63	新	不要	不要	C	A	B	C	C	A	B	○	○	○	○	○	○	○	A	A	存続
	西棟	-	-	-	-	S造	2	-	733	1988	S63	新	不要	不要	C	B	B	C	B	B	-	○	○	○	○	○	○	B	C	見直し	
今里給油所	-	-	-	-	-	S造	2	-	607	1991	H3	新	不要	不要	A	B	B	C	C	A	-	○					A	A	存続		